

行政通知の読み方・使い方

地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について
 ～ふるさと納税に関する返礼品（特産品）送付への対応について～

平成28年4月1日総務企第37号 各都道府県知事、
 各都道府県議会議員長、各指定都市市長、
 各指定都市議会議員長宛 総務大臣通知

解説・福田 幸宏（総務省自治税務局市町村税課
 住民税第二係）

1 はじめに

ふるさと納税は、ふるさとへの思いや、地方団体の様々な取組を応援する思いを、寄附金税制を通じて形にする制度として、平成20年度税制改正で創設されたものである。

その実績額は、各地方団体によるPRの努力や平成27年度税制改正におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除の控除上限額の引上げ、ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設といった制度拡充の効果などもあり、平成27年度の実績は1600億円に達している。

各地方団体においては、ふるさと納税を財源として、地域の産業振興、地域医療・福祉

の充実や次世代を担う子どもへの教育支援などへの取組が行われるほか、災害で被災した地方団体を応援する仕組みとしても活用されるなど、様々な効果が生まれているところである。一方、ふるさと納税を受け取った地方団体が、ふるさと納税のお礼として地域の特産品などの返礼品を送付する取組が報道等を通じて紹介される中で、返礼品送付の競争が過熱していることについての様々な指摘がなされてきた。

平成27年度税制改正の議論においては、地方公共団体からも制度の趣旨を踏まえた節度ある取組の必要性が提言されたことも踏まえ、平成27年度税制改正大綱において、制度

の拡充と併せて、地方団体に対して返礼品等の送付について寄附金控除の趣旨を踏まえた対応を要請することとされた。

これを受け、総務省では総務大臣通知（「地方税法、同法施行令、同法施行規則等の改正について（平成27年4月1日総務企第39号）」）を发出し、地方団体に対し、ふるさと納税に係る返礼品送付への対応について要請を行った。また、その翌年にも、改めて、制度の趣旨に沿った運用を促すため記述をより明確にした形で、通知（「地方税法、同法施行令、同法施行規則等の改正について（平成28年4月1日総務企第37号）」）を发出したところである。本稿では、ふるさと納税に係る返礼品送付への対応について、通知することとされた背景や通知の内容について説明する。

なお、本稿中、意見にわたる部分については私見であることをあらかじめお断りしておく。

この連載では、自治体法務に関わる行政通知を取り上げ、通知の発出元に、発出の背景や読み方、使い方などを解説していただきます。

2 通知発出の背景

(1) 制度創設時の議論

ふるさと納税に係る返礼品送付については、制度導入時の平成19年に総務省で開催された「ふるさと納税研究会」において検討が行われた経緯がある。同報告書では、ふるさと納税を導入する意義や、「わかりやすく、使いやすい仕組み」の方向性が取りまとめられているが、この中で、「寄附を集めるため、地方団体が寄附者に対して特産品などの贈与を約束したり、高額所得者で過去に居住していた者などに対して個別・直接的な勧誘活動を強く行うなど、『ふるさと納税』制度を濫用する恐れへの懸念もある。過度な濫用を防止するため、一定の制度的措置を講ずる必要がある」との意見もあった。／しかしながら、このような事態は、基本的には各地方団体の良識によって自制されるべきものであり、懸念があるからといって直ちに法令上の規制の設定が必要ということにはならないと考えられる。／各地方団体の良識ある行動を強く期待するものである。」とされていたところである。

(2) 制度拡充時の議論

平成26年には、ふるさと納税制度の拡充について地方団体から要望があったほか、平成26年の「骨太の方針2014」において、「ふるさと納税」の一層の拡充に向けて、手続の簡素化など地方団体と協力して取組を進める。」と盛り込まれるなど、制度の拡充に向けた議論が行われる一方、地方公共団体がふるさと納税へのお礼として特産品を送る取組がテレビ等で繰り返し紹介されるようになったこともあり、返礼品送付について、競争が過熱していることを問題として指摘する声があるようになった。

これについては、地方団体側からも「平成27年度予算概算要求等について（平成26年10月21日「国と地方協議の場」地方六団体提出資料）」において、「ふるさと納税制度については、その積極的な活用により、地域活性化や人口減少対策などに資する効果も期待されることから、住民税の持つ負担分任の性格にも配慮しつつ、控除額の上限と手続きの簡素化について検討すること。なお、各地方団体においては、ふるさと納税制度本来の趣旨等を踏まえて、寄附に対する謝礼としての特典の提供については、節度ある運用がなされることが求められる。」と提起がなされており、

返礼品送付の競争が過熱することについての問題認識が地方団体からも示されたところである。

また、総務省に設置されている地方財政審議会からも、「平成27年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見（平成26年12月19日）」において、「個人住民税は、受益に対する負担として、対応関係が明確に認識できる税であり、地域社会の費用を負担分任の原則の下に、住民がその能力に応じて広く負担を分かち合う『地域社会の会費』的性格を有するものである。／ふるさと寄附金制度（ふるさと納税）は、寄附金税制を通じて個人住民税の一部を他の地方自治体に移転する効果を持つ仕組みとなっているものであるが、個人住民税の性格を踏まえれば、住所地の地方自治体に納付される個人住民税額が過度に減少するような仕組みとならないよう、留意が必要である。／この制度創設から5年超が経過していることを踏まえ、『経済財政運営と改革の基本方針2014』に沿って制度の見直しを行うに当たっても、上記の基本的な考え方に則った対応が求められる。／その際には、国民の批判を招かない形でふるさと納税制度の活用が進むことを期待するものである。このような観点からも、ふるさと納税に対する謝礼（返礼品等の送付）については、地方自

治体における節度ある運用を求めたい。」との意見が出された。

これらの意見を踏まえ、平成27年度の与党の税制改正プロセスの中で、ふるさと納税の議論が行われた結果、「平成27年度与党税制改正大綱（平成26年12月30日）」において、ふるさと納税に係る寄附金控除について、特例控除の控除上限額を拡充するとともに、確定申告が不要な給与所得者等が簡素な手続でふるさと納税に係る寄附金控除が受けられる仕組みである「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を創設すること併せて、「ふるさと納税について、当該寄附金が経済的利益の無償の供与であること、当該寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するため、都道府県又は市区町村がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を適切に行うよう、都道府県及び市区町村に対して要請する。（通知（技術的助言）」とされた。

これを受けて、各地方団体における新年度へ向けた対応等が可能となるよう、控除上限額の引上げと併せて発出予定の技術的助言（通知）の概要を事前に各地方団体に対して連絡することとし、「平成27年度地方税改正正・地方税務行政の運営に当たっての留意事

項等について（平成27年1月23日事務連絡）」において、ふるさと納税の返礼品（特産品）送付への対応についても触れたところである。

（3）平成27年度通知及び平成28年度通知

また、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が成立し、施行された平成27年4月1日には、総務大臣通知（「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」（平成27年4月1日総税企第39号））において、ふるさと納税に係る周知、募集その他の事務について、寄附金控除の趣旨を踏まえた対応を要請する技術的助言が行われた。

また、その翌年となる今年度にも、地方団体においてふるさと納税を制度の趣旨に沿った運用が更に進められるよう、平成27年度の通知の内容について記述をより明確化した形の総務大臣通知（「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」（平成28年4月1日総税企第37号））において、改めて、地方団体に対して、ふるさと納税に係る事務について技術的助言が行われた。

3 通知の内容について

総務大臣通知（「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」（平成28年4月1日付け総税企第37号））においては、ふるさと納税の事務の遂行に当たっての留意事項の1点目として、「ふるさと納税について、当該寄附金が経済的利益の無償の供与であること、当該寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するため、各地方団体がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を行う際には次のように取り扱うこと。」とされている。

まずふるさと納税に係る寄附金が経済的利益の無償の供与であることを踏まえ、寄附の募集に際し、返礼品（特産品）の送付が対価の提供との誤解を招きかねないような表示により寄附の募集をする行為を行わないようにすることとされている。具体的には、「返礼品（特産品）の価格」や「返礼品（特産品）の価格の割合」（寄附額の何%相当など）の表示（各地方団体のホームページや広報媒体等における表示のみでなく、ふるさと納税事業を紹介する事業者等が運営する媒体におけ

る表示のための情報提供を含む。)が掲げられており、各地方公共団体のウェブサイトだけではなく、実質的に表示していることとなるような行為についても注意が必要である。

次に、ふるさと納税は、経済的利益の無償の供与である寄附金を活用して豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進を推進することにつき、通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される仕組みであることを踏まえ、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品(特産品)を送付する行為を行わないようにすることとされている。具体的には、

- ① 金銭類似性の高いもの(プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等)
- ② 資産性の高いもの(電気・電子機器、貴金属、ゴルフ用品、自転車等)
- ③ 高額又は寄附額に対し返礼割合の高い返礼品(特産品)

が掲げられている。

なお、ふるさと納税は寄附金控除を活用した税制であり、返礼品は、その税制とは別途の行為として地方団体が自らの判断により行っているものであることから、その在り方についても、各地方団体が自主的・自律的に行うことが求められるものであるが、いずれにしても、通知に例示されているものに該当

する返礼品については、各地方団体における見直しの取組が重要である。

2点目として、返礼品を受けた場合の経済的利益が税制上の一時所得(法人から贈与された金品、懸賞や福引きの賞品など)に該当することについて「ふるさと納税は、通常の特例控除に加えて特例控除が適用される仕組みであるが、その適用が、地方団体に対する寄附金額の全額(2000円を除く。)について行われるのは、当該寄附が経済的利益の無償の供与として行われており、返礼品(特産品)の送付がある場合でも、それが寄附の対価としてではなく別途の行為として行われているという事実関係であることが前提となっているものであるが、その場合においても、当該返礼品(特産品)を受け取った場合の当該経済的利益については一時所得に該当するものであること。」とされている。返礼品を受け取った者がその他の一時所得と併せて、その年の一時所得に係る総収入から経費及び50万円を差し引いた金額について、課税関係が生じることとなるものである。

3点目として、ふるさと納税の使途の明確化について、「寄附を受ける地方団体は、ふるさと納税の使途(寄附金の使用目的)について、あらかじめ十分な周知を行うなど、当該団体に係るふるさと納税の目的等が明確に

伝わるよう努めること。」とされている。この使途を明確化することについては、平成19年の「ふるさと納税研究会報告書」においても指摘されており、「寄附を受ける地方団体は、寄附の使い途を明らかにし、それがどのような成果につながるのか説明することが求められる。これは法令で規制すべき性質のものではないが、各地方団体においては、透明でわかりやすい自治を推進する必要がある。」「地方団体に対し寄附を行う納税者は、基本的に自分の寄附金がどのように使われるかという点に強い関心を持っている。寄附金を受領した地方団体は、寄附者の『志』に応えるため、何らかの形でその使途を明らかにすることが望ましい。」とされている。

このほか、ふるさと納税に関する窓口の明確化など、寄附者の利便性向上に努めることや寄附者の個人情報に関して厳格な管理を行い、特に返礼品送付に関し外部委託を行う際には、外部委託等に伴う個人情報漏えい防止対策を徹底することなど、ふるさと納税に係る事務を行う上での留意事項が示されている。

4 おわりに

ふるさと納税は、平成27年度税制改正で制度が拡充されたことなどにより、その実績が大幅に伸びており、地方団体がふるさと納税を活用した様々な取組を積極的に行うことにより、地方創生を推進させる制度として評価されている。その一方で、都市部など寄附者が多い地域からは個人住民税の減収を懸念する声がある。また、寄附者が高額な返礼品を得たり、返礼品を転売して利益を得たりというような、高所得者優遇や節税として使われているなど制度本来の趣旨と異なる使われ方がされていると指摘する声も出てきている。

ふるさと納税が、今後、一層活用され、健全に発展していくためには、地方団体において、通知を踏まえ、制度の趣旨に沿った取組が積極的に行われることが重要である。

通知

地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について

平成28年4月1日総務省令第37号 各都道府県知事、各都道府県議会議員、各指定都市市長、各指定都市議会議員宛 総務大臣通知

XIII 特記事項

(略)

2 ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっては、以下の点に留意の上、適切に対処されたいこと。

- (1) ふるさと納税について、当該寄附金が経済的利益の無償の供与であること、当該寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するため、各地方団体がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を行う際には、次のように取り扱うこと。

ア 当該寄附金が経済的利益の無償の供与であることを踏まえ、寄附の募集に際し、次に掲げるような、返礼品(特産品)の送付が対価の提供との誤解を招きかねないような表示により寄附の募集をする行為を行わないようにすること。

・「返礼品(特産品)の価格」や「返礼品(特産品)の価格の割合」(寄附額

の何%相当など)の表示(各地方団体のホームページや広報媒体等における表示のみでなく、ふるさと納税事業を紹介する事業者等が運営する媒体における表示のための情報提供を含む。)

イ ふるさと納税は、経済的利益の無償の供与である寄附金を活用して豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進を推進することにつき、通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される仕組みであることを踏まえ、次に掲げるようなふるさと納税の趣旨に反するような返礼品(特産品)を送付する行為を行わないようにすること。

- ① 金銭類似性の高いもの(プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等)
 - ② 資産性の高いもの(電気・電子機器、貴金属、ゴルフ用品、自転車等)
 - ③ 高額又は寄附額に対し返礼割合の高い返礼品(特産品)
- (2) ふるさと納税は、通常の控除に加えて特例控除が適用される仕組みであるが、その適用が、地方団体に対する寄附金額の全額(2000円を除く。)について行われるのは、当該寄附が経済的利益の無償の供与として行われており、返

礼品（特産品）の送付がある場合でも、それが寄附の対価としてではなく別途の行為として行われているという事実関係であることが前提となっているものであるが、その場合においても、当該返礼品（特産品）を受け取った場合の当該経済的利益については一時所得に該当するものであること。

と。特に、返礼品（特産品）送付に関し外部委託等を行う際には、外部委託等に伴う個人情報漏えい防止対策を徹底すること。
(以下略)

- (3) 各地方団体においては、上記(1)及び(2)を踏まえ、返礼品（特産品）の送付等、ふるさと納税に係る周知、募集その他の事務について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応を行うこと。また、各都道府県においては、域内市区町村の返礼品（特産品）送付が寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応となるよう、適切な助言・支援を行うこと。
- (4) ふるさと納税に関する窓口を明確化するなど、寄附者の利便性の向上に努めること。
- (5) 寄附を受ける地方団体は、ふるさと納税の用途（寄附金の使用目的）について、あらかじめ十分な周知を行うなど、当該団体に係るふるさと納税の目的等が明確に伝わるよう努めること。
- (6) 寄附を受けた地方団体においては、寄附者の個人情報情報を厳格に管理すること。

